

令和元年

第14回 農業委員会総会（月例会）議案

令和元年12月9日

前橋市農業委員会

令和元年 第14回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和元年12月9日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和元年12月9日 午後3時18分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（24名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆
17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男
21番 石村 利夫	22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘

・事務局出席者

事務局長 木村 由美	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
主任 富澤 和則	主事 師田 美菜子	主事 小池 雪乃	

・付議事件

- (1) 議案第78号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- (2) 議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第80号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (4) 議案第81号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第84号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出の取消について
- (3) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (5) 現況証明交付状況について
- (6) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

木村局長

それでは、定刻になりましたので、これより令和元年第14回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者はありません。従いまして在任委員24名、全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長  
木村局長

◇（挨拶）

会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくをお願いいたします。

《堀越会長、議長に就任》

議長

それでは、令和元年第14回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。8番 星野和幸委員、9番 小堀 清委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第78号農地法の規定による許可の取消し3条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事  
議長

◇（議案書・地目、面積、取消理由、契約内容を朗読、説明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第78号・農地法の規定による許可の取消し3条許可について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第79号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から13番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事

◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

整理番号1番から4番、11番、12番は5条申請と関連するため後で説明。

整理番号5番、個人から法人へ経営移行し同時に農地所有適格法人へ移行するための申請。整理番号6番、5番と同一の譲受人、適格法人へ移行するための申請。整理番号7番、解除条件付き一般法人の新規参入。整理番号9番、耕作面積40a未満の非営利法人の農地取得、農地法施行令第2条第1項第1号の不許可の例外に該当。

以上、整理番号5番から10番、13番の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号7番、8番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

7番委員  
(1班班長)

現地案内図3条の7番をご覧ください。申請地は西大室公園から北東約1.1kmに位置する農振農用地区域内の農地です。面接には代表者と他一名の方が来られました。現在は茨城県より年間50ha分の芝の買付を行い、北は秋田、南は京都までの問屋に卸しています。最近芝が不足のため県内に土地を借り、芝の増殖計画があり、この度申請の運びとなりました。1年目1haから増し最大10ha位まで。従業員9名にて輸送、芝移植も手掛けています。ニーズに合わせてロールや角切り。年間売上は現在約2億円、県内移植分は1年後製品化し年500万円位の収入予定（納入はスポーツ用施設等）、種類は高麗芝、野芝です。調査班としては、必要性が認められるため許可相当と判断いたしました。

現地案内図3条の8番をご覧ください。申請地は前橋市富士見公民館から南約130mに位置し、東の一部が宅地、その他は田畑に囲まれた2種農地です。面接には本人が来られました。現在は不動産の傍ら個人的に農作物を栽培していますが、農業に新規参入したく、申請地を借り、サツマイモ、玉ねぎを耕作する。機械は、土地所有者より借ります。販売は、JAの組合員になっており、JA直売所と契約しています。申請地(湿地)ではサツマイモと玉ねぎの栽培は無理ですので、違う作物を考えたほうが良いのではと指摘はいたしました。調査班としては、未経験であるが、本人も若く、今後を期待して許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

13番委員 整理番号9番、農地法施行令第2条第1項第1号の説明をお願いします。

小池主事 農地法3条の許可要件の下限面積40aですが、非営利法人ですと耕作面積が40a未満でも、農地の貸借、売買ができます。

11番委員 整理番号8番、借人の住所が鶴光路町、申請地富士見町田島ですが、通いですか。

小池主事 通いです。通作距離10km、通作時間30分です。

15番委員 整理番号8番、谷の様な水はけの悪いところで、借りる方がいませんでした。応援をして行きたいと思います。

11番委員 新規参入でその土地でやって行けるのか、そこまで考えないといけないのでは。

議 長 新規参入で、条件の悪い土地ですので、サツマイモ、タマネギ耕作とありますが、アドバイスしていかないとですね。

19番委員 水田でネギ栽培をされた方がいましたが、栽培できず土地を返しました。排水がよくなると栽培できないのでは。

7番委員 面接時に、サツマイモ、玉ねぎは駄目ですので、里芋に変更してはと、本人に伝えました。(1班班長)

10番委員 この申請地を選んだ理由は。

7番委員 理由は確認しませんでした。

議 長 申請地は以前貸していたのですか。

15番委員 借りてキュウリ栽培をされていた方が亡くなり返しましたが荒れていました。その後所有者がきれいになりました。

議 長 新規参入者で、意欲もありますので、応援して行きましょう。

暫時休憩とします。

(※休憩)

議 長 再開します。その他ご意見等ございますか。

8番委員 整理番号5番、賃借料についての質問。

議 長 説明。

その他、ご意見等ございますか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から4番、11番、12番は5条申請と関連があるため後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号5番から10番、13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第79号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から4番、11番、12番は後で審議を行うこととし、整理番号5番から10番、13番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第80号・農地法の規定による許可の取消し5条許可について、整理番号1

番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹  
議 長 ◇（議案書、地目、面積、取消理由を朗読、説明）  
なお、整理番号1番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

7番委員  
(1班班長) 現地案内図5条取消の1番をご覧ください。平成元年10月16日に一般住宅の転用許可を受けましたが、売買契約解除により転用許可を取消しするものです。

議 長 現地調査を実施したところ、現地は農地のままで転用が実施されていないこと確認いたしました。調査班としては、取消しを承認と判断いたします。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）  
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）  
全員賛成でありますので、議案第80号・農地法の規定による許可の取消し5条許可について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第81号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹  
議 長 ◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、契約内容、申請理由を朗読、説明）  
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）  
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（ 挙 手）  
全員賛成でありますので、議案第81号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第82号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から4番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任  
議 長 ◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）  
以上、整理番号1番から4番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）  
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）  
全員賛成でありますので、議案第82号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第83号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から47番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹  
議 長 ◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明）  
整理番号42番から44番、3条と関連するため後で説明。  
以上、整理番号1番から41番、45番から47番の申請につきましては、農地法第5

条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

なお、整理番号5番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

7番委員  
(1班班長)

現地案内図5条の5番をご覧ください。申請地は、市立芳賀小学校から約1.3kmに位置し、北側は畑と宅地、東側は畑と雑種地、南側と西側は宅地と雑種地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には代表理事長、他1名と行政書士の方が来られました。地域により増設の要望があり、住みなれた所で、安心して介護が受けられる有料老人ホーム居宅型施設等の申請に至りました。現在の施設には入所者35名、職員40名、今回の計画は利用者40名、他居宅型。利用計画は、北側の土約20cmを切土して南へ整地、南北東にはU字溝、1.5mのフェンス。西側入口、北側に防火水槽を設置。調査班としては、必要性が認められる事から許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議 長

整理番号5番、入居料の確認。

1班班長

説明。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号42番から44番はこの後に審議することとし、1番から41番、45番から47番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第83号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号42番から44番はこの後に審議することとし、整理番号1番から41番、45番から47番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

それでは、審議を保留にしました、農地法第3条の規定による申請について、整理番号1番から4番、11番、12番、事務局の説明を求めます。

小池主事

◇(議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)

整理番号11番の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。整理番号1番から4番、12番については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。

議 長

続いて保留にしました、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号42番から44番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします

深澤副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明)

以上、整理番号42番から44番の申請につきましては、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

なお、調査班による現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

7番委員  
(1班班長)

現地案内図3条の整理番号1から4番、5条の整理番号43番、44番をご覧ください。申請地は上毛電鉄赤坂駅から北約680mに位置し、西側は太陽光発電施設、他は農地に囲まれた農振農用地区域内にある農地です。面接には代理人夫婦が来られました。令和元年12月16日に更新となる案件です。タマリユウを作付けしたが失敗し、明日葉に変更。作

付けは令和元年4月末ごろ、今回初めて11月11日800kg、11月25日709kgを摘み取り群馬食品にて乾燥、粉末状にしてからスティック状にし、30本入1パック4,980円、青汁として販売しているとの事、増量製品化するために、乾燥製品化してくれる所を探しています。現在空いている所は明日葉を増殖する予定です。今回の件から調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図3条の整理番号11番、12番、5条の整理番号42番をご覧ください。パネルの下部に、柵を作付けする営農型太陽光の申請でしたが、現地調査を実施したところ、太陽光パネル、その他の機材が隣接農地に搬入されていました。面接時に、代理人にその旨伝えると、土曜日の午後に撤去するとの事でしたので、本日の午前中に事務局で現地確認を実施したところ、撤去どころか増えている状態でした。このことから調査班としては、今回は保留とし、早急に撤去する様、事務局からの指導をお願いいたします。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条申請の11番、12番を保留とし、整理番号1番から4番を許可。農地法第5条申請の整理番号42番を保留とし、整理番号43番、44番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、農地法第3条申請の整理番号11番、12番を保留とし、整理番号1番から4番を許可。農地法第5条申請の整理番号42番を保留とし、整理番号43番、44番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第84号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

師田主事 ◇（議案書、順次、土地の現状、利用目的、面積を朗読、説明）

NO1からNO3、経営農地が付近にある認定農業者が移転を受けるため効率的な農用地利用が期待できます。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第84号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。

次に、27ページから41ページの報告事項ですが、報告事項（1）から（5）までの内容は、

（1）法第4条の届出書の受理状況	3件
（2）法第5条の届出の取消	1件
（3）法第5条の届出書の受理状況	29件
（4）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	11件
（5）現況証明交付状況	1件

です。

報告事項（6）は、11月総会において許可とした法第5条の農地転用1件については、

議 長

群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(総会閉会午後3時18分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月9日

議 長

署名人

署名人